

甲 第 1 9 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成 2 1 年市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市立市民会館条例（昭和 3 8 年市条例第 9 号）の項、岡山市福祉文化会館設置条例（昭和 4 6 年市条例第 2 8 号）の項及び岡山市立市民文化ホール条例（昭和 5 1 年市条例第 4 3 号）の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立市民会館条例等の廃止に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 0 号 議 案

岡山市個人情報保護法施行条例の制定について

岡山市個人情報保護法施行条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 市の機関等（市の機関（議会を除く。以下同じ。）及び本市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該市の機関等が保有している個人情報ファイル（法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものその他規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該市の機関等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（次項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）

として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（次号及び第7号において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該市の機関等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、記録項目の一部若しくは前項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 市の機関等は、法第83条第1項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内に開示決定等をしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機

関等は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

(訂正請求及び利用停止請求に係る保有個人情報の範囲等)

第6条 市の機関等に対し訂正請求及び利用停止請求をすることができる保有個人情報の範囲は、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、開示決定を受けていない自己を本人とする保有個人情報（当該保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を当該訂正請求者又は利用停止請求者が特定しているものに限る。）とし、同条第3項及び第98条第3項の規定は適用しない。

2 訂正請求書の記載事項については、法第91条第1項第2号中「保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「保有個人情報」とし、利用停止請求書の記載事項については、法第99条第1項第2号中「保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「保有個人情報」とする。

3 法第81条の規定は、市の機関等に対する訂正請求及び利用停止請求について準用する。

(訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例)

第7条 市の機関等は、法第94条第1項及び第102条第1項の規定にかかわらず、訂正請求又は利用停止請求があった日から14日以内に訂正決定等又は利用停止決定等を行わなければならない。ただし、法第91条第3項又は第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間

及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 市の機関等は、訂正決定等又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等又は利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等又は利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第8条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第4号）第5条第1項に規定する岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会（以下「市審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 前項の諮問に係る市審査会の調査審議の手續については、岡山市行政不服審査法施行条例第10条の規定は適用しない。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、市長以外の市の機関等に対し、法及びこの条例の運用の状況（以下「運用状況」という。）について、報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、市の機関等の運用状況を市審査会に報告するとともに、その概要を規則で定める方法により公表するものとする。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行のために必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岡山市個人情報保護条例の廃止)

2 岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）は、廃止する。

(岡山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者（以下これらを「旧実施機関職員」という。）のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していたものに係る旧条例第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用し、又は正当な理由がないのに遺棄してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報

報（以下「旧保有個人情報」という。）の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後引き続き従事しているもの又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧保有個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（以下これらを「旧受託業務従事者」という。）に係る旧条例第18条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧保有個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用し、又は正当な理由がないのに遺棄してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条に定める労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）に基づき一定の役務を提供することを目的として旧実施機関へ派遣されていた者であって施行日以後引き続き派遣されているもの又はこの条例の施行前において労働者派遣契約に基づき一定の役務を提供することを目的として旧実施機関へ派遣されていた者（以下これらを「旧派遣労働者」という。）に係る旧条例第18条の2の規定によるその役務の提供に関して知り得た旧保有個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用し、又は正当な理由がないのに遺棄してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による請求がされた場合における旧保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 旧実施機関職員
- (2) 旧受託業務従事者
- (3) 旧派遣労働者

8 前項各号に規定する者が、その業務又は役務の提供に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しく

は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前において旧実施機関の職員であった者であって施行日以後引き続き職員であるものが、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でこの条例の施行前において旧条例第26条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録に該当していたものを、この条例の施行後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 附則第7項から前項までの規定は、市の区域外において罪を犯した者にも適用する。
(岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

12 岡山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は岡山市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号)第11条に基づく開示請求」を削る。

(岡山市情報公開条例の一部改正)

13 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第19条中「の規定により」の前に「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」を加える。

(岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部改正)

14 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例(平成21年市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(岡山市暴力団威力利用等禁止条例の一部改正)

15 岡山市暴力団威力利用等禁止条例(平成24年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第 8 条中「第 6 条」を「前条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

(岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

1 6 岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 27 年市条例第 7 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人番号の利用等」を「個人番号の利用及び法第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(特定個人情報保護評価の意見聴取)

第 5 条 市の機関及び本市が設立した地方独立行政法人は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項の規定による意見聴取について、岡山市行政不服審査法施行条例(平成 28 年市条例第 4 号)第 5 条第 1 項に規定する岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に諮問することにより行うものとする。

(岡山市行政不服審査法施行条例の一部改正)

1 7 岡山市行政不服審査法施行条例(平成 28 年市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「岡山市情報公開条例(平成 12 年市条例第 33 号)及び岡山市個人情報保護条例(平成 12 年市条例第 34 号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)並びに岡山市情報公開条例(平成 12 年市条例第 33 号)、岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 27 年市条例第 7 2 号)、岡山市個人情報保護法施行条例(令和 5 年市条例第 号)」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める等のため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成 1 3 年市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表政策局の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) デジタル技術の活用による住みやすく活力のあるまちづくり

第 3 条の表総務局の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効率的、効果的な業務執行体制を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例

岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「9, 184人」を「9, 284人」に改め、同項第1号ア中「3, 518人」を「3, 661人」に、「220人」を「224人」に改め、同号イ中「365人」を「371人」に改め、同号ウ中「21人」を「22人」に改め、同号エ中「814人」を「827人」に改め、同項第2号中「37人」を「38人」に改め、同項第3号中「17人」を「18人」に改め、同項第4号中「14人」を「15人」に改め、同項第5号中「11人」を「15人」に改め、同項第6号中「20人」を「21人」に改め、同項第7号中「4, 367人」を「4, 296人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

職員の定年引上げによる職員数の増加等に伴い、職員定数を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市吏員退隠料条例及び岡山市職員退職年金等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市吏員退隠料条例及び岡山市職員退職年金等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市吏員退隠料条例及び岡山市職員退職年金等に関する条例の一部を改正
する条例

(岡山市吏員退隠料条例の一部改正)

第 1 条 岡山市吏員退隠料条例（昭和 2 4 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項ただし書を削る。

(岡山市職員退職年金等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡山市職員退職年金等に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 4 7 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 2 条第 1 項中「基く」を「基づく」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、退職年金等の受給権を担保に供することができる特例を廃止する等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市立市民文化ホール条例を廃止する条例の制定について
岡山市立市民文化ホール条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民文化ホール条例を廃止する条例

岡山市立市民文化ホール条例（昭和 5 1 年市条例第 4 3 号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立市民文化ホールを廃止するため，本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市福祉文化会館設置条例を廃止する条例の制定について

岡山市福祉文化会館設置条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福祉文化会館設置条例を廃止する条例

岡山市福祉文化会館設置条例（昭和 4 6 年市条例第 2 8 号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市福祉文化会館を廃止するため，本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市立福祉センター条例を廃止する条例の制定について
岡山市立福祉センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立福祉センター条例を廃止する条例

岡山市立福祉センター条例（昭和 4 6 年市条例第 2 9 号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立福祉センターを廃止するため，本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市自転車ので安全で適正な利用を促進するための条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車ので安全で適正な利用を促進するための条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車ので安全で適正な利用を促進するための条例の一部を改正する条例

岡山市自転車ので安全で適正な利用を促進するための条例（令和 2 年市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3) 夜間はライトを点灯
- (4) 飲酒運転は禁止
- (5) ヘルメットを着用

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自転車利用者に奨励する事項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成7年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条の宅地造成工事規制区域内」を「第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内」に改め、「関する工事」の次に「及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事」を加え、同項第3号中「第5条」を「第5条第1項」に、「第10条の2」を「第10条の2第1項」に改め、「第26条」の次に「又は第26条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第15条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、墓地の造成工事の基準の適用範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市立市民会館条例を廃止する条例の制定について

岡山市立市民会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民会館条例を廃止する条例

岡山市立市民会館条例（昭和 3 8 年市条例第 9 号）は，廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例の一部改正）

2 公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例（昭和 3 9 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号を第 5 号とする。

提案理由

岡山市民会館を廃止するため，本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成 2 4 年市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条を第 3 3 条とし、第 2 9 条から第 3 1 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 8 条の見出し中「手続」を「縦覧等」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）」を「情報通信技術活用法」に改め、同条を第 2 9 条とし、第 2 7 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による申請等）

第 2 8 条 法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって規則で定める基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合の申請等は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 6 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、規則で定める。

3 法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 6 条第 6 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認めら

れる部分がある場合は、次に掲げる場合とし、当該場合における申請等については、規則で定めるところにより行わなければならない。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

特定非営利活動法人の設立の認証の申請等をオンラインで行えるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例の制定について

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例（平成 2 5 年市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に係る取組を令和 9 年度まで延長することに伴い、本条例の有効期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第12条の15中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る岡山市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第12条の15及び第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額及び国民健康保険料の賦課限度額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

岡山市子ども医療費給付条例（昭和 4 8 年市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「満 6 歳」を「6 歳」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日から 1 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（以下「児童」という。）

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 1 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日から 1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（以下「生徒等」という。）

第 4 条第 3 号中「児童」を「生徒等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「児童のうち、満 1 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者」を「生徒等」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 児童 自己負担額

第 6 条中「保護者」の次に「又は 1 8 歳の受給資格者（以下「保護者等」という。）」を加え、「次の各号」を「第 4 条各号」に、「当該各号に掲げる受給資格証」を「子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）」に改め、同条各号を削る。

第 7 条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第 9 条中「出生の日から満 1 5 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日まで」を「第 2 条第 1 項各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号の規定による期間」に改める。

第10条中「又は被保険者資格証明書」を「、被保険者資格証明書その他の被保険者等であることを証する書類」に改める。

第12条中「保護者」を「保護者等」に改め、「、住所」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養を受けた者から適用する。

3 施行日において新条例の規定による受給資格者である者については、新条例第6条の規定による申請があったものとみなす。

4 施行日前においても、新条例の規定による受給資格証の交付に関し、必要な交付申請その他の行為を行うことができる。

提案理由

子ども医療費助成制度の給付対象者の範囲を拡充する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等（岡山市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）第2
条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。
以下同じ。）に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発
達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場
合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せ
て従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連
携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児
を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事
する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第55条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第58条中「、第46条」を削る。

第62条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第80条の9及び第88条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第46条及び第58条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2（新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新条例第40条の3第2項（新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2及び第80条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する

場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業者等に自動車を運行する場合の障害児の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第37条の2 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の安全の確保を図るため，当該指定
福祉型障害児入所施設の設備の安全点検，従業者，障害児等に対する施設外での活動，
取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関
する指導，従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関す
る事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安
全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，従業者に対し，安全計画について周知するとともに，
前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は，定期的安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全
計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第37条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第43条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第37条の2（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、指定障害児入所施設に自動車を運行する場合の障害児の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岡山市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

第 1 条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条
例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

第 2 条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条第 6 項中「第 1 3 条の 2」を「第 1 3 条，第 1 3 条の 2」に改め，同条の次に
次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 児童福祉施設（助産施設，児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以
下この条及び次条において同じ。）は，児童の安全の確保を図るため，当該児童福祉
施設の設備の安全点検，職員，児童等に対する施設外での活動，取組等を含めた児童
福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練
その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において
「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければな

らない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。)は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において

「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第83条に次の1項を加える。

10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第89条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第89条に次の1項を加える。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第3条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の2の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、児童福祉施設に自動車を運行する場合の児童の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
岡山市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
岡山市立勤労青少年ホーム条例（昭和46年市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市立勤労青少年ホームを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年
市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童
健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用
者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活そ
の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全
育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計
画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られ
るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
い。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなけれ

ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に自動車を運行する場合の利用者の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年市条例第 3
6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 医師である嘱託員の項の次に次のように加える。

弁護士である嘱託員	4 1, 2 5 0 円以内		
-----------	----------------	--	--

別表第 3 中 「

医師である嘱託員

」 を 「

医師である嘱託員
弁護士である嘱託員

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

報酬を支給する特別職の職員の区分に弁護士である嘱託員を追加する等のため、本条例
の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「から第 1 3 条まで」を「，第 1 2 条」に改め，同項の表第 1 3 条
の部を削り，同表第 5 1 条の部保育所の長の項中「園長」を「就学前の子どもに関する
教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する園長」に改
める。

第 2 条 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「，第 1 2 条」を「から第 1 3 条まで」に改め，同項の表第 1 2 条
の部の次に次のように加える。

第 1 3 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満 の園児については，その保育。以 下同じ。）
--------------	--------------	---

第 1 3 条第 1 項の表第 2 1 条第 1 項の部援助の項中「（満 3 歳未満の園児については，
その保育。以下同じ。）」を削り，同条第 2 項中「同条中」を「同条第 1 項中」に改め，

「社会福祉施設等」と、」の次に「同条第2項中」を、「便所」と」の次に「，「保育所の設備及び職員については，」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって，」と，設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって，」と」を加える。

附則第8条中「前2条」を「前3条」に，「又は市長」を「，市長」に，「認める者をもって」を「認める者又は看護師等をもって」に，「並びに市長」を「，市長」に，「認める者の総数」を「認める者並びに看護師等の総数」に改め，同条を附則第9条とし，附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については，当分の間，1人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師，看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし，満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において，当該看護師等は補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から，第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園の職員及び設備を他の社会福祉施設の職員及び設備に兼ねることができるようにする等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条中第11項を第13項とし，第10項を第12項とし，第9項を第11項とし，第8項の次に次の2項を加える。

9 認定こども園は，園児の通園，園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは，園児の乗車及び降車の際に，点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により，園児の所在を確認しなければならない。

10 認定こども園は，通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第10項の規定の適用については、認定こども園において同項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第9項に定める園児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

幼稚園型認定こども園等の設備及び運営に関する基準を定める告示の一部改正に伴い、幼稚園型認定こども園等に自動車を運行する場合の園児の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の

変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項

において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 9 条」に改め、同項第 3 号中「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項、第 8 条並びに第 1 3 条第 4 項第 3 号ア及びイ中「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 9 条」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「第 2 5 条」を「第 2 5 条第 1 項」に、「教育内容」を「保育内容」に改める。

第 2 0 条第 4 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条第 2 項、第 3 9 条第 2 項、第 5 1 条及び第 5 2 条中「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 9 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 6 条の改正規定は、公布の

日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正等に伴い，懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市今認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市野谷認定こども園 岡山市北区栢谷 1 7 2 4 番地 3

第 5 条中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市野谷保育園の項を削る。

第 3 条中「第 1 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」を「第 1 9 条第 2 号及び第 3 号」に改める。

（岡山市立学校条例の一部改正）

3 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立野谷幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市野谷認定こども園を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例

岡山市サウスヴィレッジ条例（平成 2 2 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 1 中

食堂	1 月につき	6 2 2, 7 7 8 円
----	--------	----------------

 を
」

「

レストラン	1 月につき	2 8 7, 1 0 1 円
	1 日につき	1 1, 4 8 4 円
バーベキューコーナー（接 続する広場を含む。）	1 月につき	1 5 3, 2 0 3 円
	1 日につき	6, 1 2 8 円
カフェテリア（テラスを含 む。）	1 月につき	1 8 2, 4 7 4 円
	1 日につき	7, 2 9 9 円

 に改め、
」

同表備考 3 中「食堂」を「レストラン、バーベキューコーナー、カフェテリア」に改める。

「
別表第 2 中

屋内 1 平方メートル 1 日につき	4 4 円
屋外 1 平方メートル 1 日につき	2 2 円

 を
」

「

屋内 1 平方メートル 1 日につき	4 4 円
屋内 1 平方メートル 半日につき	2 2 円
屋外 1 平方メートル 1 日につき	2 2 円
屋外 1 平方メートル 半日につき	1 1 円

に改め、同表備考に次のように加える。

」

3 半日とは、9時から13時まで及び13時から17時までをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、岡山市サウスヴィレッジ条例第9条の規定に基づく使用の許可に関し必要な手続を行うことができる。
- 3 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市サウスヴィレッジの施設区分を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山市屋外広告物条例（平成 7 年市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (3) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合するもの

第 1 6 条第 1 項中「ただし、」の次に「国若しくは地方公共団体が許可を受けようとするとき、又は」を加える。

第 3 8 条第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条又は第 8 条第 3 項第 3 号」に、「又はこれを変更」を「これを変更し、又は廃止」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡山市景観条例の一部改正)

- 2 岡山市景観条例（平成 1 9 年市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 6 号中「第 4 条」の次に「又は第 8 条第 3 項第 3 号」を加える。

提案理由

禁止地域における公益上必要な施設等に係る屋外広告物の表示等の規制を緩和する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例

岡山市城下地下広場条例（平成 2 0 年市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 広場の利用料金の収入の実績

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金)

第 9 条の 2 第 2 条の規定により、広場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項の許可を受けた者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理する広場の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 9 条の 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第 9 条の 4 第 6 条第 1 項の許可を受けた者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第 9 条の 2 第 2 項の規定により定められた額を広場の使用料として市に納付しなければならない。

別表中「第 9 条」の次に「第 9 条の 2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に広場の利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市城下地下広場に利用料金制を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営駐車場条例（昭和46年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の6第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 駐車場の利用料金の収入の実績

第4条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第4条の2 第1条の3の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理する駐車場の利用料金は、1台1時間当たり1,040円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第4条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第4条の4 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第4条の2第2項の規定により定められた額を駐車場の使用料として市に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に駐車場の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市営駐車場に利用料金制を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例
岡山市パークアンドライド駐車場条例（平成6年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 駐車場の利用料金の収入の実績

第7条第1項中「, 1台1時間」を「1台1時間」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第7条の2 第2条の2の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理する駐車場の利用料金は、定期駐車の場合については1台1月当たり6,280円、一時駐車の場合については1台1時間当たり210円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第7条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第7条の4 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第7条の2第2項の規定により定められた額を駐車場の使用料として市に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に駐車場の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

パークアンドライド駐車場に利用料金制を設ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和 6 3 年市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 2 号中「駐車料」を「利用料金」に改める。

第 3 条第 2 項中「（原動機付自転車という。）」の次に「、同項第 1 1 号の 4 に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いたハンドル形のもの（以下「ハンドル形電動車」という。）」を加え、「とする。この場合において、自動二輪車を駐車することができる駐車場は、別表第 2 のとおり」を「（以下「自転車等」と総称する。）のうち、別表第 2 の左欄に掲げる有料自転車等駐車場の名称の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるもの」に改める。

第 7 条中「自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）」を「自転車等」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「同額」の次に「とし、ハンドル形電動車の徴収費用の額は、同項の規定によりその例によるものとされる自転車の額と同額」を加える。

第 1 1 条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金）

第 1 1 条の 2 第 2 条の 2 の規定により、自転車等駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、有料駐車場を利用しようとする者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理する有料駐車場の利用料金は、別表第 2 に定める額の範囲内におい

て、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第11条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における駐車料の取扱い)

第11条の4 有料駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第11条の2第2項の規定により定められた額を有料駐車場の駐車料として市に納付しなければならない。

別表第1の1 有料自転車駐車場の表駅元町北自転車駐車場の項を削る。

別表第1の2 有料自転車等駐車場の表駅前町路上自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

駅元町北自転車等駐車場	岡山市北区駅元町
-------------	----------

別表第1の2 有料自転車等駐車場の表大元駅前自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

城下地下自転車等駐車場	岡山市北区表町一丁目
-------------	------------

別表第1の2 有料自転車等駐車場の表下石井高架下自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

天神町自転車等駐車場	岡山市北区天神町
------------	----------

別表第2中「第11条」の次に「、第11条の2」を加え、同表岡山駅西口地下自転車駐車場及び駅元町北自転車駐車場の項中「及び駅元町北自転車駐車場」を削り、同表妹尾駅前自転車等駐車場、西大寺駅前自転車等駐車場、高島駅前自転車等駐車場、大元駅前自転車等駐車場、東岡山駅前自転車等駐車場及び北長瀬駅南口自転車等駐車場の項中「及び北長瀬駅南口自転車等駐車場」を「、北長瀬駅南口自転車等駐車場及び天神町自転車等駐車場」に改め、同表庭瀬駅南口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

駅元町北自転車等駐車場	自転車及びハンドル形電動車	1日又は1回につき150円
城下地下自転車等駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車	1日又は1回につき210円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に駐車場の使用を開始した者に係る駐車料については、なお従前の例による。

提案理由

自転車等駐車場に利用料金制を設ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市レンタサイクル条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市レンタサイクル条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市レンタサイクル条例の一部を改正する条例

岡山市レンタサイクル条例（平成14年市条例第61号）の一部を次のように改正する。
第2条の5中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 岡山市レンタサイクル駐輪場の利用料金の収入の実績

第7条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第7条の2 第2条の2の規定により、岡山市レンタサイクル駐輪場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、利用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理するレンタサイクルの利用料金は、岡山市自転車等駐車場条例第11条第2項の規定による岡山駅東口地下自転車等駐車場における自転車の定期料金（6月）に係る駐車料相当額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第7条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料の取扱い)

第7条の4 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第7条の2第2項の規定により定められた額をレンタサイク

ルの利用料として市に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にレンタサイクルの利用の承認を受けた者に係る利用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市レンタサイクル駐輪場に利用料金制を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和 4 8 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

牟佐第 3 遊園地	岡山市北区牟佐
郡第 5 遊園地	岡山市南区郡
松新町第 1 6 遊園地	岡山市東区松新町
湊第 1 2 遊園地	岡山市中区湊

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

牟佐第 3 遊園地ほか 3 遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市駅前広場駐車場条例（平成 6 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 駐車場の利用料金の収入の実績

第 4 条第 2 項を削り、同条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金)

第 4 条の 2 第 2 条の 2 の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、駐車場の使用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者が管理する駐車場の利用料金は、岡山市西大寺駅前広場駐車場、岡山市東岡山駅前広場駐車場及び岡山市北長瀬駅前広場駐車場については 1 台 1 時間当たり 2 0 0 円の範囲内で、岡山市金川駅前広場駐車場については 1 台 2 4 時間当たり 5 2 0 円の範囲内で、岡山市岡山駅前西口広場駐車場については 1 台 1 時間当たり 4 1 0 円の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 4 条の 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第 4 条の 4 駐車場の使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務

の停止を命ぜられたときは、第4条の2第2項の規定により定められた額を駐車場の使用料として市に納付しなければならない。

第7条中「使用者」を「駐車場の使用者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に駐車場の使用を開始した者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市駅前広場駐車場に利用料金制を設ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中第61号を第63号とし、第23号から第60号までを2号ずつ繰り下げ、第22号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円

第8条中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査 120,000円

第12条第1項第1号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6以上」に改め、同号イ中「次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、（ア）の額）」に改め、同イ（ア）中「住戸部分のみの認定」を「住戸部分」に改め、同イ（イ）aからgまで以外の部分を次のように改める。

(イ) 共用部分 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第12条第1項第1号ウ（ア）を次のように改める。

- (ア) 住宅部分のみの認定 イ（ア）の額に共用部分の床面積の区分に応じイ（イ） a から g までに定める額を加えて得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ（ア）の額）

第12条第1項第1号ウ（イ）中「又は建築物全体及び住戸の認定」を削り、「合計して」を「合算して」に改め、「及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合」を削り、同ウに次のように加える。

- (ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じ、それぞれイ（イ） a から g までに定める額

第12条第1項第2号イ中「次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、（ア）の額）」に改め、同イ（ア）中「住戸部分のみの認定」を「住戸部分」に改め、同イ（イ） a から g まで以外の部分を次のように改める。

- (イ) 共用部分 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第12条第1項第2号ウ（ア）を次のように改める。

- (ア) 住宅部分のみの認定 イ（ア）の額に共用部分の床面積の区分に応じイ（イ） a から g までに定める額を加えて得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ（ア）の額）

第12条第1項第2号ウ（イ）中「又は建築物全体及び住戸の認定」を削り、「合計して」を「合算して」に改め、「及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合」を削り、同ウに次のように加える。

- (ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じイ（イ） a から g までに定める額に、床面積の区分に応じ（イ） a から g までに定める額を加えて得た額

第12条第3項各号列記以外の部分中「変更認定」を「変更の認定の申請」に改め、同項第1号中「法第55条第1項」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項」に、「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6以上」に改め、同号イを次のように改める。

イ 共同住宅等 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号イに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同イに定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

第12条第3項第1号ウ中「第1項第1号ウ（ア）又は（イ）」を「第1項第1号ウ（ア），（イ）又は（ウ）」に、「同号ウ（ア）又は（イ）」を「同ウ（ア），（イ）又は（ウ）」に改め、同号エ中「同号エ」を「同エ」に改め、同項第2号イを次のように改める。

イ 共同住宅等 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号イに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同イに定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

第12条第3項第2号ウ中「第1項第2号ウ（ア）又は（イ）」を「第1項第2号ウ（ア），（イ）又は（ウ）」に、「同号ウ（ア）又は（イ）」を「同ウ（ア），（イ）又は（ウ）」に改め、同号エ中「同号エ」を「同エ」に改める。

第14条第1項第1号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6以上」に改め、同号エを次のように改める。

エ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。） 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額

(イ) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までに定める額に、非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までに定める額を加えて得た額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までに定める額

第14条第1項第2号エを次のように改める。

エ 複合建築物 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額

(イ) 建築物全体の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 非住宅部分についてモデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このエにおいて同じ。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額に非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのaに定める額を加えた額

b 非住宅部分について標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このエにおいて同じ。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額に非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのbに定める額を加えた額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのaに定める額

b 標準入力法等による場合 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのbに定める額

第14条第3項第1号中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について」を「変更の認定の申請であつて」に、「ない場合」を「ある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合」に、「第1項第2号」を「第1項第1号」に改め、同項第2号中「第1項第1号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正等に伴い、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置に係る屋根の工事等を行う建築物の高さの許可の申請に対する審査手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市開発行為許可事務，宅地造成工事許可事務等手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市開発行為許可事務，宅地造成工事許可事務等手数料条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市開発行為許可事務，宅地造成工事許可事務等手数料条例の一部を改正
する条例

岡山市開発行為許可事務，宅地造成工事許可事務等手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1
7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市開発行為許可事務，宅地造成等に関する工事許可事務等手数料条例

第 1 条中「宅地造成工事許可事務等」を「宅地造成等に関する工事許可事務等」に改め
る。

第 2 条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第 4 条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め，同条第 1 項中「宅地造成等規
制法第 8 条第 1 項本文の規定による宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2
条第 1 項の規定による宅地造成等又は第 3 0 条第 1 項の規定による特定盛土等若しくは土
石の堆積」に改め，同項各号中「切土又は盛土」を「盛土，切土又は土石の堆積」に改め，
同条第 2 項中「宅地造成等規制法第 1 2 条第 1 項の規定による宅地造成」を「宅地造成及
び特定盛土等規制法第 1 6 条第 1 項の規定による宅地造成等又は第 3 5 条第 1 項の規定に
よる特定盛土等若しくは土石の堆積」に改め，同項第 1 号中「宅地造成行為に関する」を
「宅地造成，特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の」に，「切土又は盛土」を「盛土，

切土又は土石の堆積」に改め、同項第2号中「土地の切土又は盛土」を「盛土、切土又は土石の堆積」に改め、「宅地造成」の次に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「当該切土又は盛土」を「当該盛土、切土又は土石の堆積」に改める。

第9条第1項中「宅地造成に」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に」に、「宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

提案理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査手数料を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(岡山市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 1 条 岡山市農業集落排水処理施設条例（平成 2 年市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表観音寺地区農業集落排水処理施設の項を削る。

(岡山市下水道事業負担金条例の一部改正)

第 2 条 岡山市下水道事業負担金条例（昭和 4 6 年市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

(農業集落排水処理施設の廃止に伴う経過措置)

1 4 排水処理施設（岡山市農業集落排水処理施設条例（平成 2 年市条例第 3 6 号）第 2 条第 2 号に規定する排水処理施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の廃止に伴い排水区域内に存することとなつた土地であつて、岡山市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 2 年市条例第 3 5 号）第 4 条に規定する賦課対象区域内にあつたものの所有者は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の負担金を賦課しないものとする。ただし、旧御津町及び旧建部町の区域内における排水区域内において新たに取付ますを設置する場合は、この限りでない。

1 5 排水処理施設の廃止の日前に、岡山市農業集落排水事業分担金徴収条例第 5 条第

1 項の規定に基づき賦課された分担金については、なお従前の例による。

(岡山市下水道条例の一部改正)

第3条 岡山市下水道条例(昭和62年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(農業集落排水処理施設の廃止に伴う経過措置)

10 排水処理施設(岡山市農業集落排水処理施設条例(平成2年市条例第36号)第2条第2号に規定する排水処理施設をいう。)の廃止の日前に同条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

観音寺地区農業集落排水処理施設を廃止する等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和 3 9 年市条例第 5 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「居住する」を「居住し，勤務し，又は通学する」に改める。

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防団員の資格要件を拡大するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中 4 8 の項を 5 9 の項とし，4 4 の項から 4 7 の項までを 1 1 項ずつ繰り下げ，4 3 の項の次に次の 1 1 項を加える。

4 4 液化石油ガス法第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	3 1, 0 0 0 円
4 5 液化石油ガス法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通につき 6 3 0 円
4 6 液化石油ガス法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1 回につき 4 6 0 円
4 7 液化石油ガス法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	3 4, 0 0 0 円と 6, 9 0 0 円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
4 8 液化石油ガス法第 3 2 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	1 4, 0 0 0 円と 6, 9 0 0 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額

<p>49 液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>50 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1,000戸未満の場合 55,000円</p> <p>イ 1,000戸以上1万戸未満の場合 80,000円</p> <p>ウ 1万戸以上の場合 98,000円</p>
<p>51 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>52 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>53 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」</p>

	という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
54 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査手数料の額等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場業務条例（令和 2 年市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

屋根付荷捌場 使用料	水産棟南荷捌場 A	1 棟につき 1 月	6 7, 4 0 0 円
	水産棟南荷捌場 B	1 棟につき 1 月	6 7, 4 0 0 円

を

屋根付荷捌場 使用料	青果棟南荷捌場	1 棟につき 1 月	1 8 2, 2 1 0 円	に改め
	水産棟南荷捌場 A	1 棟につき 1 月	6 7, 4 0 0 円	
	水産棟南荷捌場 B	1 棟につき 1 月	6 7, 4 0 0 円	

る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

青果棟南荷捌場の使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校であって規則で定めるものをいう。
- (2) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者又は教職員等から、学校給食費を徴収する。

2 前項の規定により徴収する学校給食費の額及び納期限は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。